

○厚生労働省令第八十一号

放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）第三条第一項（同令第十五条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）の規定に基づき、放射性医薬品の製造及び取扱規則第三条第一項に規定する放射性物質等の廃棄の委託を受ける者を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月二十五日

厚生労働大臣 小宮山洋子

放射性医薬品の製造及び取扱規則第三条第一項に規定する放射性物質等の廃棄の委託を受ける者を指定する省令の一部を改正する省令

放射性医薬品の製造及び取扱規則第三条第一項に規定する放射性物質等の廃棄の委託を受ける者を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第二百号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「社団法人日本アイソトープ協会」を「公益社団法人日本アイソトープ協会」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十四年四月一日から適用する。